

# 令和3年度 港湾請負工事積算基準 の改定について

国土交通省 港湾局 技術企画課

国土交通省港湾局では、国による港湾・海岸土木請負工事等の発注にあたり、その予定価格の基礎となる積算価格を適正に算出するために「港湾請負工事積算基準」を制定している。この積算基準は、毎年、施工実態等を調査・分析し、社会情勢の変化、工事規模の大型化・多様化、さらには技術革新等の施工環境の変化に迅速かつ適切に対応するために所要の改定を行っている。

## 1. はじめに

港湾工事は、施工場所の大部分が海上や海中であるため、陸上土木工事に比べて気象・海象条件等の影響を受けやすく、また、施工規模の大型化や建設地の沖合展開、早期供用への対応等により、施工環境はより厳しいものとなってきている。このような条件下での港湾・海岸工事の工事費を適正に算出するために、国土交通省港湾局では、標準的な施工形態を「港湾請負工事積算基準」（以下、「積算基準」という）として制定している。この積算基準は、毎年、施工実態等を調査・分析し、施工環境等の変化に迅速かつ適切に対応するために所要の改定を行っている。

また、積算基準の編成は、「港湾工事共通仕様書」と同様に、工事内容の細分化方法を工種の分類毎に標準的に規定した「港湾工事工種体系」に

合わせており、工事内容が受注者、発注者双方にとってわかりやすいものにし、契約内容や事務処理手続きの明確化に努めている。

## 2. 実態調査の概要

積算基準改定の基礎調査として実施されている施工情報調査の概要は、以下のとおりである。

### (1) 施工情報調査

施工情報調査は施工実態を調査・分析するもので、積算基準が施工実態を適正に反映しているかを検討するための最も重要な調査の一つである。従来は国土交通省発注工事を対象に調査を実施してきたが、サンプル数をより多く確保するため、平成16年度からは各都道府県等港湾管理者にも調査に協力していただいている。

#### ① モニタリング調査

モニタリング調査は、次に述べる詳細調査の工種以外の全工種を対象に実施するもので、施工実態と積算基準との乖離傾向を概略的に把握し、詳細調査の必要性を判断する目的で継続して実施する調査である。

② 詳細調査

モニタリング調査の結果等により、施工実態と積算基準とに乖離が認められると判断される場合に、該当工種について詳細に調査を実施するものである。積算基準の改定は、この調査結果を分析し、現行積算基準との比較検討を経て、とりまとめられている。

(2) 未制定歩掛の調査

積算基準に歩掛が設定されていない工種のうち、汎用性が高く歩掛設定の要望が強い工種については、必要に応じ実態調査を実施し、積算基準の構築を目指し検討するものである。

(3) 作業船稼働実態調査

港湾工事等で使用する各種作業船の機械経費を算定するための基準として「船舶および機械器具等の損料算定基準」を定めているが、その基礎調査として、民間各社が保有する作業船の稼働実態を調査するものである。

(4) その他の調査

積算基準に関係する調査のうち、港湾・海岸工事以外の工事と共通する事項については、国土交通省の他部局や農林水産省等と共同で調査を行っている。また、積算基準については、近年では2省共同調査として、港湾及び漁港工事等における施工実態を調査し解析することとしている。積算基準に制定されている該当工種は、この調査結果を反映している。

その他、公共事業労務費調査、間接工事費等諸経費動向調査を毎年実施しており、積算基準をより充実させるとともに、各関係部局、他省庁とも連携し調査を実施している。

### 3. 令和3年度積算基準の主な改定

(1) 施工実態調査に基づく改定

施工実態調査によって得られたデータを分析

し、現行積算基準と施工実態に乖離が認められる工種については、改定している。

今年度については、消波工における異形ブロック製作工のクローラクレーン拘束費を改定した。

(2) その他の改定

① 総則 [積算の通則]

積算および入札契約業務の生産性向上のため、工事価格について1円単位から10,000円単位とする。

なお、設計調査における業務価格等についても同様に10,000円単位とする。

② 仮設工 [パイプロハンマ鋼管杭・鋼管矢板打設]

参考資料掲載の暫定歩掛について、実態調査の結果、実態との乖離が見られなかったことから、本歩掛へ移行。

③ 仮設工 [交通誘導警備員]

これまで共通仮設費として積み上げ計上していた交通誘導警備員について、経費等の実態に合わせて直接工事費へ変更。

④ 単価表 [ガットバージ]

作業船の乗組員数について、実態調査の結果より高級船員を増員。

## 4. おわりに

本積算基準の活用によって、港湾等工事の標準的な積算にあたり、受発注者の共通認識が深化し、適正な予定価格の算出と適正な利潤の確保が図られ、ひいては、港湾等整備事業の品質確保及び安全で安心な社会資本整備の実現を期待する。今後も、関係各位から寄せられるご意見等を踏まえ、より充実した積算基準にしていく所存である。

[令和3年度の主な改定内容]

第1部 港湾土木請負工事積算基準

第1章 総則

1節 総則 <改定なし>

2節 積算の通則

① 工事価格の端数処理を1円単位から1万円単位に変更。

改定前	改定後
記載なし	<p><u>3-4 工事価格の端数処理</u>                      工事価格は、10,000円単位とする。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。</p>
<p>3-4 消費税等相当額                      消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算する。</p>	<p>3-5 消費税等相当額                      消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算する。</p>

第2章 工事費の積算

1節 直接工事費 <改定なし>

2節 間接工事費 <改定なし>

第3章 直接工事費の施工歩掛

1節 浚渫・土捨工 <改定なし>

2節 海上地盤改良工 <改定なし>

3節 基礎工 <改定なし>

4節 本体工 <改定なし>

5節 被覆・根固工 <改定なし>

6節 上部工 <改定なし>

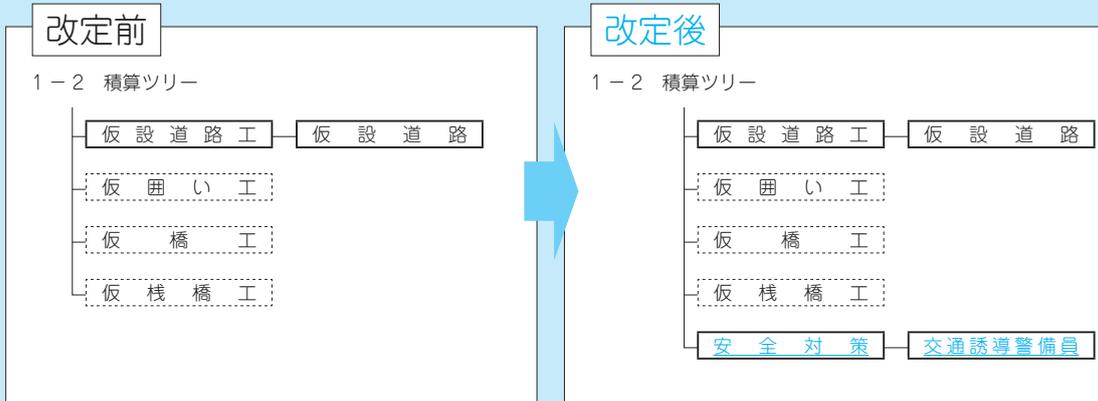
7節 付属工 <改定なし>

8節 消波工

① 消波工 異形ブロック製作においてクローラークレーンの拘束費（賃料）を計上。

改定前	改定後										
記載なし	<p><u>5) 拘束費</u>                      現場条件等製作サイクルにより、必要となる陸上クレーンの拘束費（賃料）を計上する。</p> <p style="text-align: center;"><u>陸上クレーンの拘束費計上日数</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>拘束費計上日数</th> <th>対象作業内容</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工中</td> <td>必要日数（月数）</td> <td>現場条件による</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	拘束費計上日数	対象作業内容	摘要	施工中	必要日数（月数）	現場条件による			
区分	拘束費計上日数	対象作業内容	摘要								
施工中	必要日数（月数）	現場条件による									
<p>5) 代価表                      (1) 異形ブロック製作 10個当り</p>	<p>⑥ 代価表                      (1) 異形ブロック製作 10個当り                      内容変更なし                      (2) クレーン拘束 1式当り</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クローラークレーン</td> <td>排出ガス対策型 (油)吊</td> <td>式</td> <td></td> <td>必要日数（月数）</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 必要日数（月数）とは、工事全体のクレーン拘束日数（月数）から「異形ブロック製作歩掛」で算定される製作個数分のクローラークレーン日数（月数）を除いた、クレーン拘束日数（月数）である。                      工事全体のクレーン日数（月数）は、「1節 直接工事費、補足資料-1 直接工事費、9.標準作業能力、消波ブロック製作日数」を参考に現場条件を踏まえて算出する。                      なお、工事全体のクレーン日数（月数）は、小数第1位二捨三入七捨八入（0.5月単位まで）とする。</p>	名称	形状寸法	単位	数量	摘要	クローラークレーン	排出ガス対策型 (油)吊	式		必要日数（月数）
名称	形状寸法	単位	数量	摘要							
クローラークレーン	排出ガス対策型 (油)吊	式		必要日数（月数）							
記載なし											

- 9 節 裏込・裏埋工 <改定なし>
- 10 節 埋立工 <改定なし>
- 11 節 陸上地盤改良工 <改定なし>
- 12 節 土工 <改定なし>
- 13 節 舗装工 <改定なし>
- 14 節 維持補修工 <改定なし>
- 15 節 構造物撤去工 <改定なし>
- 16 節 仮設工
  - ① 交通誘導警備員について、経費等の実態に合わせて共通仮設費から直接工事費へ変更。



改定前

改定後

➔

記載なし

5. 安全対策

5-1 交通誘導警備員

安全対策に含まれる代価表は、下表のとおりである。

なお、交通誘導警備員及び機械の誘導員等の交通管理を行う場合に適用する。

種別 (レベル3)	細別 (レベル4)	積算要素 (レベル6)		
安全対策	交通誘導警備員	交通誘導整理	交通誘導整理	1式当り

5-1-1 代価表作成手順

・条件明示  
・現場条件

⇒

1日当り労務員数の算出

⇒ ①1日当り労務員数

↓

・現場条件

⇒

所要日数の算出

⇒ ②所要日数

↓

①1日当り労務員数  
②所要日数

⇒

代価表の作成

⇒ ・交通誘導整理  
1式当り代価表

5-1-2 施工歩掛

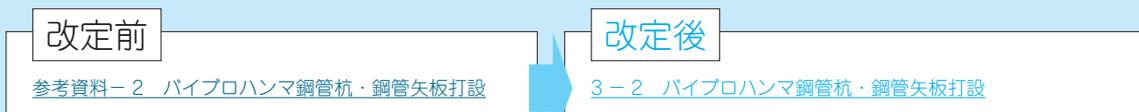
1) 代価表

(1) 交通誘導整理 1式当り

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
交通誘導警備員A		人		
交通誘導警備員B		人		
雑材料				

注) 1. 交通誘導警備員の人数については、現場条件により決定する。  
 2. 休憩・休憩時間についても交通誘導を行う場合には、交替要員人数に含めて計上する。  
 3. 夜間勤務や2交替制勤務等を行う場合は、労務費の補正を行うこととし、これによりがたい場合は別途考慮する。  
 なお、交通誘導警備員Aは、警備業法第18条により必要な場合計上する。

② パイロハンマ鋼管杭・鋼管矢板打設について、参考資料から本歩掛へ移行。



17 節 雑工 <改定なし>

- 第4章 市場単価 (改定なし)
- 第5章 間接工事費の施工歩掛
  - 1節 回航・えい航費 (改定なし)
  - 2節 運搬費 (改定なし)
  - 3節 準備費 (改定なし)

- 4節 事業損失防止施設費
- 5節 安全費
  - ① 交通誘導警備員について、経費等の実態に合わせて共通仮設費から直接工事費へ変更。

### 改定前

3. 安全対策  
安全対策に含まれる代価表は、下表のとおりである。

種別 (レベル3)	細別 (レベル4)	積算要素 (レベル6)	
安全費	安全対策	交通整理・巡視・保安	1式当り
		安全監視船	1式当り

3-1 交通整理・巡視・保安  
3-1-1 代価表作成手順

```

        graph TD
            A[条件明示・現場条件] --> B[1日当り労務員数の算出]
            B --> C[①1日当り労務員数]
            D[現場条件] --> E[所要日数の算出]
            E --> F[②所要日数]
            C --> G[代価表の作成]
            F --> G
            G --> H[交通整理・巡視・保安 1式当り代価表]
            
```

3-1-2 施工歩掛  
1) 代価表  
(1) 交通整理・巡視・保安 1式当り

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
交通誘導警備員A		△		
交通誘導警備員B		△		
雑材料				

注) 交通誘導警備員の人数については、現場条件により決定する。  
なお、交通誘導警備員Aは、警備業法第18条により必要な場合計上する。

### 改定後

3. 安全対策  
安全対策に含まれる代価表は、下表のとおりである。

種別 (レベル3)	細別 (レベル4)	積算要素 (レベル6)	
安全費	安全対策	巡視・保安	1式当り
		安全監視船	1式当り

3-1 巡視・保安  
3-1-1 代価表作成手順

```

        graph TD
            A[条件明示・現場条件] --> B[1日当り労務員数の算出]
            B --> C[①1日当り労務員数]
            D[現場条件] --> E[所要日数の算出]
            E --> F[②所要日数]
            C --> G[代価表の作成]
            F --> G
            G --> H[巡視・保安 1式当り代価表]
            
```

3-1-2 施工歩掛  
1) 代価表  
(1) 巡視・保安 1式当り

名称	形状寸法	単位	数量	摘要
交通誘導警備員B		人		
雑材料				

注) 交通誘導警備員の人数については、現場条件により決定する。

(上記記載の他、積上げ積算の項目及び3節準備費の記載についても一部見直し)

- 6節 役務費 (改定なし)
- 9節 営繕費 (改定なし)
- 7節 技術管理費 (改定なし)
- 10節 イメージアップ経費 (改定なし)
- 8節 水雷・傷害等保険料 (改定なし)

## 第2部 船舶および機械製造修理請負工事積算基準 (改定なし)

### 第3部 その他の積算基準 第1編 設計等業務 (改定なし)

- ① 業務価格の端数処理を1円単位から1万円単位に変更。

改定前	2-2 業務委託料の積算 2-2-1 建設コンサルタントに委託する場合 1) 業務委託料の積算方式 業務委託料は、次の方式により積算する。 業務委託料 = (業務価格) + (消費税等相当額) = {(直接人件費) + (直接経費) + (その他原価)} + (一般管理費等) × {1 + (消費税率)}
改定後	2-2 業務委託料の積算 2-2-1 建設コンサルタントに委託する場合 1) 業務委託料の積算方式 業務委託料は、次の方式により積算する。 業務委託料 = (業務価格) + (消費税等相当額) = {(直接人件費) + (直接経費) + (その他原価)} + (一般管理費等) × {1 + (消費税率)}  業務価格は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整(10,000円単位で切り捨て)するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。

第2編 測量・調査等業務

① 測量作業費や測量調査費、業務価格等の端数処理を1円単位から1万円単位に変更。

改定前	2-3 測量業務費の積算方式 測量業務費は次式によって積算する。  $\begin{aligned} \text{測量業務費} &= (\text{測量作業費}) + (\text{測量調査費}) + (\text{消費税等相当額}) \\ &= \{(\text{測量作業費}) + (\text{測量調査費})\} \times \{1 + (\text{消費税率})\} \end{aligned}$
改定後	2-3 測量業務費の積算方式 測量業務費は次式によって積算する。  $\begin{aligned} \text{測量業務費} &= (\text{測量作業費}) + (\text{測量調査費}) + (\text{消費税等相当額}) \\ &= \{(\text{測量作業費}) + (\text{測量調査費})\} \times \{1 + (\text{消費税率})\} \end{aligned}$ <p style="font-size: small; color: blue;">測量作業費及び測量調査費は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整(10,000円単位で切り捨て)するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p>

(1節 測量業務の例。上表の他の業務においても同様に補正を実施)

1節 測量業務	〈改定なし〉	6節 潜水探査業務	〈改定なし〉
2節 水域環境調査業務	〈改定なし〉	7節 水理模型実験	〈改定なし〉
3節 陸域環境調査業務	〈改定なし〉	8節 海象観測装置定期点検・保守業務	〈改定なし〉
4節 環境生物調査業務	〈改定なし〉		〈改定なし〉
5節 磁気探査業務	〈改定なし〉		

第3編 土質調査業務 〈改定なし〉

1節 土質調査業務 〈改定なし〉

① 一般調査業務や解析等調査業務費の端数処理を1円単位から1万円単位に変更。

改定前	2-3 土質調査の積算方式 土質調査の積算は次式によって積算する。  $\begin{aligned} \text{土質調査業務費} &= (\text{一般調査業務費}) + (\text{解析等調査業務費}) + (\text{消費税等相当額}) \\ &= \{(\text{一般調査業務費}) + (\text{解析等調査業務費})\} \times \{1 + (\text{消費税率})\} \end{aligned}$
改定後	2-3 土質調査の積算方式 土質調査の積算は次式によって積算する。  $\begin{aligned} \text{土質調査業務費} &= (\text{一般調査業務費}) + (\text{解析等調査業務費}) + (\text{消費税等相当額}) \\ &= \{(\text{一般調査業務費}) + (\text{解析等調査業務費})\} \times \{1 + (\text{消費税率})\} \end{aligned}$ <p style="font-size: small; color: blue;">一般調査業務費及び解析等調査業務費は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整(10,000円単位で切り捨て)するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p>

第4編 船舶および機械器具の借上費〈改定なし〉

注意) 上記において、〈改定なし〉の場合でも記載事項の細かな修正等を行っている場合があるため、詳細は積算基準を参照。